

様式9-1

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	公益社団法人ひょうご観光本部			
所在地	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階			
連絡先	電話: 078-361-7661	ホームページ	<a href="https://www.hyogo-tourism.jp/">https://www.hyogo-tourism.jp/</a>	
	FAX: 078-361-7662	アドレス		
団体所管課	産業労働部観光振興課 (電話:078-362-3616)			
設立年月日	昭和27年2月16日	代表者	理事長 高士 薫 (現 (株)神戸新聞社 相談役)	
基本財産	0 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	0 千円	他の出資(出捐)者		
	( 千円)	出資(出捐)額	千円	千円
	比率	%	比率	%
	(県全体比率)	( %)		
役員数	24 人	職員数	28 人	
うち常勤役員	3 人	うち常勤職員	26 人	
設立目的	兵庫県内における国内外の人々による質の高いツーリズム活動の振興と持続的な発展を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	1.観光地魅力コンテンツの創出・発信 2.観光客受入基盤の整備 3.重点市場への戦略・継続的なプロモーション 4.観光ビジネスの創出・育成 5.観光地アクセスの整備 6.広域ゲートウェイへのアプローチ			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	60.0 歳	平均年収(千円)	6,529 千円(支給実人数 2 人)	
常勤役員	3 人	非常勤役員	21 人	
うち県派遣	1 人 ( 33.3 %)	うち県派遣	1 人 ( 4.8 %)	
うち県OB	2 人 ( 66.7 %)	うち県OB	0 人 ( %)	
職員				
平均年齢	41.0 歳	平均年収(千円)	2,567 千円(支給実人数 22 人)	
常勤職員	26 人	非常勤職員	2 人	
うち県派遣	9 人 ( 34.6 %)	うち県派遣	0 人 ( %)	
うち県OB	0 人 ( %)	うち県OB	0 人 ( %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	117,475	133,328	160,633	334,386	144,526
負債総額	87,327	100,866	130,554	301,661	110,168
正味財産(純資産)	30,148	32,462	30,079	32,724	34,358
うち基本財産	0	0	0	0	0
その他正味財産	30,148	32,462	30,079	32,724	34,358
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	30,148	32,462	30,079	32,724	34,358
当期収入計 A	222,884	259,360	335,629	1,020,723	487,192
うち県からの収入額計	187,610	219,762	294,031	945,806	371,843
県支出割合(%)	84.17	84.73	87.61	92.66	76.32
当期支出計 B	224,482	257,046	338,012	1,018,076	485,559
当期収支差額 C(A-B)	△ 1,598	2,314	△ 2,383	2,647	1,633
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	187,610 ( 92.7 )	219,762 ( 117.1 )	294,031 ( 133.8 )	945,806 ( 321.7 )	371,843 ( 39.3 )
うち委託料	1,538	11,910	11,152	14,068	37,847
うち補助金(あいたい負担金含む)	186,072	207,852	282,879	931,738	333,996
上記以外	0	0	0	0	0
小 計	187,610	219,762	294,031	945,806	371,843
その他短期貸付金等	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支) <sup>※1</sup>					
当期経常増減額	△ 1,526	2,386	△ 2,311	2,720	1,705
当期一般正味財産増減額	△ 1,598	2,314	△ 2,383	2,648	1,633
当期正味財産増減額	△ 1,598	2,314	△ 2,383	2,648	1,633
会計基準の区分 <sup>※2</sup>	②	②	②	②	②

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[ ①H16改正基準 ②H20改正基準 ]から選択し、その番号を記載

○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致